

休業・営業時間短縮（5時～20時）を要請する施設一覧 【期間 8/6～8/20】

カテゴリー	対 象	要 請 内 容	備 考
接待を伴う飲食店	キャバレー	○業種別ガイドラインを遵守 (感染防止宣言ステッカーを導入) していない施設 ↓ 休業を要請	「接待を伴うとは」 歓乐的雰囲気醸し出す方法 により客をもてなすことをいう (出典～風営法)
	ダンスホール		
	スナック		
	ラウンジ		
	ホストクラブ		
	キャバクラ		
	上記以外の接待を伴う飲食店		
酒類の提供を行う飲食店 (特措法施行令第11条第1項 各号に掲げる施設)	オーセンティックバー	○業種別ガイドラインを遵守 (感染防止宣言ステッカーを導入) している施設 ↓ 営業時間短縮（5時～20時）を 要請	
	ショットバー		
	スポーツバー		
	ダーツバー		
	カラオケバー		
	パブ		
	サロン		
	ナイトクラブ		
	ディスコ		
	上記以外の酒類の提供を行う飲食店		
酒類の提供を行うカラオケ店			
その他の酒類の提供を行う 飲食店	居酒屋	営業時間短縮（5時～20時）を 要請	
	大衆酒場		
	ビアホール		
	焼き鳥屋		
	焼き肉屋		
	上記以外のその他の酒類の提供を行う飲食店		